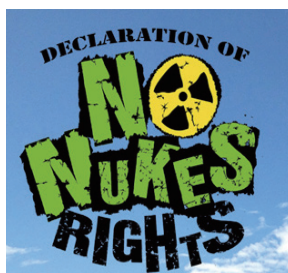


NO NUKES RIGHTS NEWS - 原告団・弁護団通信



Newsletter of Lawsuit against the Nuclear Reactor Suppliers

編集・発行：メルマガ編集室

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所気付

eMail：genkokudan@nonukesrights.holy.jp

Website：http://nonukesrights.holy.jp

第13号

発行日 2019.1.11

カンパは下記の口座をお願いします！

郵便局 振替口座番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

ゆうちょ銀行口座間の振込の場合 記号：10020 番号：35671291

他金融機関口座からゆうちょ銀行口座へ振込の場合

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

第3回総会開催のお知らせ

2019年2月24日（日）1時30分から東京ウィメンズプラザ（渋谷）で総会を開きます。2017年12月8日の控訴審判決から1年以上が経過し、近々下される最高裁判決を視野に、それに備えた今後の活動について論議する重要な総会となります。

「議案書」を同封いたしますので、総会にご参加くださる方は「議案書」を当日お持ちください。もし、遠方でご出席ができない方は「委任状」を前もってご返送いただけますようお願いいたします。

総会

日時： 2月24日（日）午後1時30分～4時30分（総会と交流会）

場所： 東京ウィメンズプラザ視聴覚室C（渋谷駅宮益坂口から徒歩12分、
表参道駅B2出口から徒歩7分。）

多くの原告の方々は、崔勝久「訴訟の会」元事務局長と朴鐘碩前事務局長から横浜地裁に起こされた島昭宏弁護団共同代表に対する損害賠償請求訴訟について結果を注視していると思います。この損害賠償訴訟は一昨年3月、判決の言い渡しがあり、崔氏らの主張はことごとく裁判所により論駁され、請求は棄却されました。崔氏らが控訴を諦めたため判決は確定しました。その後、島昭宏弁護団共同代表は崔氏らに対し名誉毀損の損害賠償請求訴訟を横浜地裁に提起しました。昨年11月、判決言渡しがあり、崔氏らは損害賠償の支払命令に応じたため島弁護士の勝訴が確定しました。

崔氏は福島原発事故に対し「原発メーカーにも責任がある」という高邁な目標を掲げた裁判を提起し原告を集めながら、原発メーカー訴訟裁判に対し事務局長として裁判の遂行に一切寄与することなく、勝手に裁判活動の凍結宣言をし、集めた会費を裁判に費やすことなく費消し尽くし、挙句に共同代表の弁護士を訴えるなど、私たちが戦うべき敵を利する行為しかしてこなかったことは誠に残念でした。

島弁護士からの崔氏に関する裁判の総括が（7）に書かれています。ぜひお読みください。

私たちの仲間には偶然異国の地で、裁判の被告になった原告がいます。米国・仏国・英国の3国で裁判の被告になりました。三ヶ国の裁判事情を特別寄稿いただきました（6）。映画『日独裁判官物語』もご紹介しています。併せてご覧ください。

原告団世話人会

1. 上告審（最高裁）の状況

原発メーカー訴訟弁護団

吉田理人

原発メーカー訴訟は、2017年12月8日、東京高等裁判所にて原告の控訴を棄却する判決が下されました。このため、弁護団は2017年12月21日、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行いました。そして、2018年3月2日、上告理由書及び上告受理申立理由書を最高裁判所に提出しました。

上告審において最高裁判所が審理をするのは、憲法に違反する場合など特別な場合に限定されます（民事訴訟法312条1項）。原発メーカー訴訟では、原賠法が憲法に違反するものであるという主張を当初より行っていますので、上告理由書にて改めて憲法違反の主張を行っています。原賠法が、ノー・ニュークス権に違反するものであること、憲法29条2項の財産権を侵害するものであることなどを重ねて主張しました。さらに、判決に理由が付されていない場合についても上告ができることになっています（民事訴訟法312条2項6号）。高等裁判所の判決は、中身がなく、原告の請求を認めないという結論を示すのみであり、実質的な理由が書かれていません。そこで、弁護団は、理由不備も上告の理由として主張しました。

また、控訴審の判決に判例違反及び法令の解釈に関する重要な事項が含まれている場合には、上告受理申立てができ、裁判所が必要性を認めれば、上告審として審理・判断をすることになります（民事訴訟法318条1項）。原発メーカー訴訟では、債権者代位権を主張し、原告らが東電に代わり、東電の有する原発メーカーに対する求償権を請求しています。東京地裁及び東京高裁では、債権者代位権を行使するためには東電が無資力であることが必要とし、東電が無資力であるとは認めず、債権者代位権の主張を認めませんでした。しかし、本件について、債権者代位権の行使にあたり無資力であることが必要か、また必要だとして無資力とは何を意味するかは、民法の解釈上問題となるところです。そこで、この債権者代位権の解釈上の問題などを取り上げ、上告申立てに加えて、上告受理申立てを行い、東京地裁及び東京高裁の判断が法令の解釈に関する重要な事項が含まれているものとして、最高裁で審理を行うよう主張しました。

最高裁判所では、弁論期日が開かれず、突然判決が示されることがあります。そこで、慎重な審理、判断を促すために、上告理由書及び上告受理申立理由書の提出後も、2018年8月23日、財産権侵害の主張を補充する上告理由補充書を提出しました。

さらに、2018年11月19日、弁護士5名と原告の方々とともに、最高裁判所を訪れ、書記官に対し、本件訴訟の意義を改めて説明するとともに、安易な判断を行うことなく、最高裁判所の言葉で適切に判断をしてほしいと伝えました。

最高裁判所への上告申立て及び上告受理申立てから既に1年が経過しており、最高裁判所の判断が近いうちに示される可能性もあります。弁護団では、最高

裁が安易な判断をしないように、補充書面の提出や書記官への要請行動を引き続き検討していきます。

2. 上告理由補充書について

原発メーカー訴訟弁護団事務局

寺田伸子

弁護団は、最高裁判所に対し、2018年8月23日付で『上告理由補充書』を提出しました。この補充書は、原賠法の責任集中制度は憲法が保障する財産権を不当に侵害するものである、という点について、上告人の主張を補充しています。憲法学者である木村草太さんにいただいた貴重なご意見、ご指摘を踏まえて論じました。主な内容は以下のとおりです。

東京高裁による控訴審判決は、責任集中制度が原発事故被害者の財産権を制限するものであることを認めました。このこと自体は、本訴訟における大きな成果といえるかと思います。しかし、憲法29条2項は、財産権の制限は公共の福祉に適合しなければならないことを定めているところ、控訴審判決は、昭和62年の「森林法違憲判決」を引用するのみで、実質的な審査を行なわないまま、責任集中制度は公共の福祉に合致すると結論づけました。

この点について、今回の補充書では、森林法違憲判決が「近代市民社会における原則」から逸脱する立法を違憲と判断した枠組みにしたがって、緻密な検討を行いました。責任集中制度により制限される被害者の権利は「故意または過失のある加害者に損害賠償を求める」権利であり、このように「過失がある加害者が責任を負う」という「過失責任主義」は、まさに近代民法の大原則のひとつです。しかし責任集中制度は、「過失があっても責任を負わない」とする、いわば「過失無責任主義」であり、民法の大原則から大きく逸脱し、社会の安定及び発展という不法行為法の公益的目的を阻害するものにほかならないのです。

森林法違憲判決の後に最高裁が出した郵便法違憲判決は「立法府に法律に対する白紙委任を認めるものではない」として、立法の正当性を厳しく判断しました。最高裁は、この2つの違憲判決の判断枠組みと意義に照らし、責任集中主義が本当に正当性をもつものか否かを、厳しく吟味しなければなりません。

また控訴審判決は、責任集中制度は「手厚い被害者保護」が図られているから正当化されると強調していますが、現実には国民の税金を原資とする被害者支援には限界があり、現に国から被災者への支援は急激に縮小していますので、控訴審の判断はお気楽すぎるとしか言いようのないものです。この点についても、補充書では反論を展開しています。

この上告理由補充書は、公式サイトに掲載されていますので、ぜひ全文をお読みください。No Nukes!!

3. 最高裁調査員への要請について

原告団世話人会

私たちの訴訟は第1審(地裁)、第2審(高裁)を経て、その判決が不当であるとして、最高裁へ上告しています。

その上告理由書には現原賠法が成立した時点(1967年)は原子力産業の黎明期であり、単に被害者の保護を図るだけではなく、「原子力産業の健全な発展」が法律の目的として入っているが、それ以降、数々の原発事故により広範囲で甚大な被害が多発発生していることにより、この法律が「公共の福祉」に貢献しているのかを問うています。

また、「ノー・ニュークス権(原子力の恐怖から免れて生きる権利)」について、その解釈を誤解して判決を下していることなど、過去の判決の不当性を挙げて上告しています。

最高裁は法律審といって、下級審の判決が法律に違反した判断をしていないかを審理するので、特に法廷が開かれません。従って、私たち原告は何を目標に運動を続けなければならないのか、が不明確になり、原告や社会の関心が薄れてしまいがちです。

それを打破する意味で、最高裁で審理をおこなっている裁判員(実質的な裁判官)に、私たちの熱意、主張を継続的に訴えることが重要になります。

裁判員も人の子です。私たちの要請が継続している事実は最高裁の判決にも反映されると考えます。過去、3回の要請を原告、弁護団で実施しました。

【第1回】6月25日

原告7名で、「原賠法の立法事実と現状の乖離について」と題する資料を、調査員と私たちを取り次ぐ「要請書記官」に渡し、30分説明しました。

現原賠法は福島原発事故のような甚大な事故を想定しておらず、福島原発事故に適用するのは、憲法違反だと主張しました。

【第2回】10月1日

原告8名で前回と同様「要請書記官」に「日本と原発」「日本と再生(裁判用編集版)などのビデオを手渡しました。

調査員に原発問題の全容、包括的な状況を短時間で理解していただくためにお渡ししました。原告一人一人から原発問題についてさまざまな問題点を訴えました。

【第3回】11月19日

弁護団から上告理由書にある内容の中心的部分をかつまんで、口頭で訴えました。さまざまな視点から、現原賠法の違憲性、法令違反性を訴えました。

今後も定期的に最高裁に要請行動をおこなって行きます。

4. 他団体との連携

原告団世話人会

コアネットとの連携

1) コアネット(戦略ODAと原発輸出に反対する市民アクション)との連携

原発メーカーが国内市場の低迷から海外に原発輸出をおこなおうとしている問題点を追求することは原発メーカーの責任追求をする私たちの訴訟としても一致します。

【日立の英国原発輸出・インドとの原発輸出作業部会の状況の追求】

野党国会議員との連携も含め、活動しました。

(写真は日立本社前でのアピール行動)



2) 原発ゼロへのカウントダウン in かわさき集会(第7回)

2018年3月11日(日曜日)、川崎市中原区平和公園を会場の集会に今年も団体参加した。電気料金不払いの会と共同でブースを設け、原発メーカー訴訟の現状報告、訴状販売などの情報宣伝や電気料金(一時)不払いの方法、再生可能エネルギーの相談などに応じた。参加者:1100人。ゲスト・スピーカには、三上元さん(前・湖西市長、脱原発をめざす市長会議・世話人、原自連(原発ゼロ自然エネルギー推進連盟)・幹事)と、服部崇さん(福島県北農民連事務局長)をお招きし、報告・講演に耳を傾けた。また原発メーカー訴訟弁護

裁判の経過、裁判資料、期日後の記者会見、報告集会の様態等々はホームページでご覧いただけます。

ホームページ：<http://nonukesrights.holy.jp/>

フェイスブック(日本語版)：<https://www.facebook.com/nonukesrights>

フェイスブック(英語版)：<https://www.facebook.com/nonukesrights2/>

団共同代表の島昭宏弁護士にも登壇いただいた。今年も3月10日(日)同じ会場で、ゲストは村上達也さん(元・東海村村長、原自連世話人)。



3) ブライデンボー・プロジェクト

福島第一原発の設計・建設をしたリーディングカンパニーである、GEの当時のエンジニアであるブライデンボー氏(以降B氏)とメールコンタクトが取れました。

B氏は当時、日本を含む世界へのGE製マークI型BWR原発の品質管理部門のトップを担当し、クレーム処理、部品供給などの責任者でした。その後、B氏は他の二人のエンジニアと共にマークI型BWRに大きな問題点がある事をGEのトップに伝え、その販売を停止すべきと提案しましたが、拒絶されました。そのため、B氏はGEを去りました。

彼が指摘した問題点などについて本訴状においても76ページにわたって詳細に記載してあります。

B氏は現在80代と高齢ですが、当時の問題点などがどう把握されていたかを知る「生き証人」です。

このB氏から、マークIの問題点、GEトップとのやり取りの経過などを聞くことは、さまざまな視点から重要なことと考えます。

福島事故の原因究明のために設置された「国会事故調」が報告書を提出した後、さらに事故原因を究明するため、国会事故調調査員であった田中三彦氏を中心に任意団体「もっかい事故調」が結成されましたが、もっかい事故調も私たちと同様に、B氏からのヒアリングをしようと考えておられました。

それで、「原発メーカー訴訟原告団」と「もっかい事故調」の共同プロジェクトとして上記プロジェクトを立ち上げたいと提案します。

第一ステップとして、こちらから質問事項をB氏に送り、何度かのやり取りで日本では未知だった新たな事実が判明した場合、私たち両者だけでなく脱原発を願う方々と共有して、新たな闘いの糸口にしたいと期待しています。

まだ、最終的にどうなるかはわかりませんが、今年の中頃くらいには、具体的な形を提示できると考えています。

5. "Know Your Rights" ライブ:「ドリアン助川はやはりただ者ではなかった！」

原告 木村結

ドリアン助川さんには近づかないようにしていた。あまりにも好奇心が旺盛な人で、人生を左右されそうな予感がしていた。「叫ぶ詩人の会」を知った時から。それから30年も経った時、メーカー訴訟主催でドリアン助川さんのライブを開くことになり、会場となる渋谷ユーロスペースの前でチラシ撒きもした。「映画『あん』の原作者です」というフレーズが最もチラシの受け取りが良かった。

友人たちでドリアン助川さん知らない人もいる。私も日本映画を観ないので今回「あん」を初めて観てみた。そこでちょっと捉えどころのないドリアン助川さんをご紹介します。

1962年生まれ。大学卒業後、放送作家だった時にアウシュビッツ強制収容所に送られる直前の子供たちが描いた絵に感化されてバンド「叫ぶ詩人の会」を結成するもメンバーの不祥事をきっかけに解散。その後はニューヨークで暮らしたりラジオで人生相談をしたりしながらの作家活動。52冊もの書籍を出しているが、中には「朗読ダイエット」などというものまである。サイン会では体芯を鍛える方法を参加者に伝授している。子ども向けの本が多いのは、子どもたちに直接語りたいたくさんあるのだろうと納得してしまう。

2016年からは三宅島にも住まいを構えてイタリアントマトの栽培に着手。このトマトを私は買いそびれてしまったが、映画「あん」の上映会を三宅島で行い火山灰質の三宅島でイタリアントマトの栽培をしようと言ったところ、樹木希林さんに「じゃあやりなさいよ」と背中を押されたのがきっかけとか。

ライブ当日、知らない方が多かったので、ドリアン助川さんのファンかと思っていたらそうでもないようで、ドリアンさんのブログにはライブの告知もなかった。ユーロスペースでライブを知った人がふらりと入った様子。入場無料、ワンドリンクで聴けるという手軽さ故か。赤字ではあったが、満員の皆さんに、メーカー訴訟のことを訴え、いまだに放射線量が高い地域があることを知っていただけただけのだから、ライブもユーロの前でのチラシ撒きも成功だったようだ。



ドリアンさんの「線量計と奥の細道」の朗読は圧倒的な迫力で、生きることに貪欲で好奇心の塊と化したドリアンさんの人生そのものからほとぼるエネルギーに満ちていた。

やはり近づいてはいけない人であった。

6. 特別寄稿「他国の裁判事情」

原告 小西辰男

欧州の裁判所

私は電子通信関係の技術者ですが、仕事の関係から

- ① 1988年：米国の企業より、特許侵害として米国裁判所に告訴され被告
- ② 1993年：仏国の企業より、不当解雇として仏国裁判所に告訴され被告
- ③ 1995年：米国の企業より、特許侵害として仏国裁判所と英国裁判所に告訴され被告

欧州駐在時、特許侵害としては上記①と③の英国と仏国での2件を含む3件、不当解雇として上記②の1件の裁判で、合計4件全て被告の立場でした。全ては“民事裁判”で“刑事裁判”ではありません。

① 米国裁判

蘭国支店へ赴任中に付き本社の技術部と米国支社の弁護士が対応し、出廷した経験はありません。

医療用画像診断装置で“世界最高の画質”を誇る米企業からの特許侵害を理由に告訴された。日本企業がほぼ同等かそれ以上の商品を全世界に発売した為、常套手段として“販売停止”とし、その間に自社の商品だけ販売する。裁判結果は“敗訴”でも時間稼ぎが目的と思われる。

② 仏国裁判

責任者として赴任しその年に営業部長を解雇した。

勿論解雇に相当する理由を持っていたが、欧米では、労働者は自分を守るために会社を訴える権利が与えられており、被告となった。

地方裁判所(Tribunal de grand instance)は会社の所在するパリ郊外の地方都市にあり、被告は裁判に出席する義務は無い様だが経験のため出席した。法律的専門用語も多く“フランス語と日本語の堪能な友人”の出席を求めたが、裁判所より拒否された。理由は、“法廷通訳”と言う国が認めた通訳でなければ許されないため。恐らく“法的に正しく通訳されるべき”と裁判所は考えており納得した。

高等裁判所(Cour d'appel)はパリのシテ島に所在し、フランス革命でマリー・アントワネットが幽閉された建物で、地方裁判所と同様に出席した。

最高裁判所(Cour de cassation)は破棄院(Cour de Cassation)とも呼ばれ、ここでは地裁と高裁での書類審査のみと聞く。正常裁判と判断されれば終了し、再審が決定されると、会社の所在する都市の地方裁判所、高等裁判所はパリではなくヴェルサイユ(Versailles)で実施され、再度“破棄院”に移り、これが本当の最終裁判となる。

尚、日本にも“法廷通訳”と言う制度は存在するが、“担い手不足”と報道があった。

“法廷通訳”と同様に“法廷翻訳”という制度もあり、住民票、自動車免許証、出生証明、等、フランス政府へ提出する必用書類を翻訳する場合に必要なものである。

③ 英国裁判

米国企業が販売する医療装置であるが、日本では我が社が開発し世界的に販売を開始した。フロスト・サリバンと言う世界的に有名な“市場予測資料”で、仏国の潜在必用台数は“70台”とされていたが、発売開始最初の2年間で“35台”を受注した結果、これが原因と思われる“特許侵害”として担当する“仏国と英国”に告訴された。

仏国裁判は既に報告したので、英国裁判の経験ではロンドンのセント・ポール裁判所に英国の弁護士と出廷した。法廷では裁判官、原告、および、被告が出廷し、傍聴人は居なかった。

勿論、裁判は英語だけだが、テーブルに“モニター”があり、裁判所の速記担当者により“話している言葉”が全てモニターに英語表示される。英国の裁判官と米国の弁護士は“言葉”に問題ないが、日本人にとっては非常に有難い事である。法廷が終了すると“モニター”表示された“英文”は“フロッピー”に記録され、退廷時に受け取ることができた。本社へ報告するためにも本人の理解のためにも非常に有効な事であった。

まとめ

本人の名誉(?)の為、裁判結果は報告しません。

この報告の目的は、欧州の裁判経験から日本の裁判と異なると思われる事の紹介だったからです。

独国裁判の経験はありませんが、『日独裁判官物語』と言うDVDがあります。興味ある方は一度鑑賞して下さい。

追記

映画『日独裁判官物語』1999年制作(制作・普及100人委員会)は以下のURLから、または、インターネットで『日独裁判官物語』と検索してください。

<https://www.youtube.com/watch?v=FLbp39nxlw4>

ドイツ:人口ー8100万人;GDP 3兆3600億ドル;GNP(国民1人当たり)41.481ドル;国家債務 GDP比78%(262兆円);2014年度は黒字に転じ、2016年度は前年の国家収益の50%をシリア難民支援に用立てると決定されています。

日本:人口ー1億2700万人 GDP 4兆2100億ドル;GNP(国民1人当たり)38.216ドル;国家債務 GDP比240%(1050兆円);2016年度も40兆円程の国債を発行しなければ予算が組めないという状態です。

(映画『日独裁判官物語』サイトからの抜粋)

7. 司法において崔氏らの行為の違法性を確認する意味

原発メーカー訴訟弁護団 共同代表 島昭宏

2018年11月29日、私が横浜地裁に提起した崔氏および現事務局長・朴氏に対する名誉棄損による損害賠償請求訴訟において、認容額わずか11万円ながら私の一部勝訴判決が言い渡され、これが確定しました。

名誉棄損による損害賠償というのは非常に認められることが難しいため、私と2人の代理人弁護士との間では、金額はともかく、崔氏らの行為が違法と認められればそれでよしとしようという提訴時からの合意がありました。この裁判は、いうまでもなく金銭を得ることが目的ではなく、崔氏らのインターネット等を利用した常識を超えた誹謗中傷等の違法性を明確にすることにあったからです。

本訴訟では、実に250以上の表現が問題とされ、判決ではそのうちのごく一部の表現について名誉棄損およびその違法性が認められたに過ぎません。しかし、その内容を見ると、実際にはほとんどすべての表現について名誉棄損が成立することを仄めかしつつ、仮にそうだとしても公益目的であるため違法性が阻却されるとして、崔氏らを救済したのです。実は、本訴訟の最初の判決日は9月6日であったのが、10月25日に延期され、それがさらに11月29日に再延期されました。二度にわたり、計80日以上も判決が延期されるなどということは聞いたことがなく、まさに異常な事態です。裁判所がいかに悩んだかを如実に示すものといっていでしょう。

私と代理人らは、判決書入手後、直ちにその内容を分析し、違法性阻却の判断にあまりに強引なものが数多く見られたため、控訴すれば増額されることは確実だろうとの結論に至りました。そのため代理人らは控訴に積極的でしたが、私は悩んだ末、当初の方針のもと崔氏に通知書を出し、基本的には控訴の方針であるが、2週間の控訴期間内に支払いを完了するのであればそれで終結とする旨を伝えました。

通知書が届くとその日のうちに崔氏から代理人に電話があり、「島さんのご厚意だと思い感謝します」、「あなた方にも長い間で迷惑をお掛けしました」と述べ、遅延損害金を含めた全額を直ちに支払うとのことでした。そして、実際に翌日、代理人の預り金口座への入金を確認されました。

崔氏の言葉をそのまま受け取っていいかは別として、少なくとも裁判所は彼らの行為の違法性を認め、彼らはそれを争うことなく全額の支払いをしたのです。控訴されて支払額が大きくなることを恐れたのでしょう。

この裁判ではどちらが勝ったのかという評価は重要ではないと思っています。ただ、日本の市民運動は、客観的に見ればどうでもよい原因による内部紛争、内部分裂によって、本来上げられるべき成果を逃してきたという歴史があります。原発メーカー訴訟において、

この紛争がなければより有効な裁判ができたということはありません。しかし、より多くの人たちに訴訟への参加を促し、メーカーの免責という理不尽な法律の存在やノー・ニュークス権の主張を国民にアピールすることはできたかもしれません。私たちは、同じ目的を持つ者として、運動を私物化することが許されないのはもちろん、内側で罵り合いをしている暇はないのです。そのような崔氏らの行為は、単に愚かというだけではなく、司法の判断においても「違法」だということが明確になりました。

長く続いた原発メーカー訴訟の会をめぐり無意味な争いは終わりとし、私たちは巨大な権力に向かって、さらにしっかりと協力し合って前に進んでいかなければなりません。これからも数多くの大きな困難が待ち受けていることは確実です。これからは、その困難を乗り越えることだけに市民のエネルギーを集中させ、新しい社会を迎えられるよう強く願っています。

8. 2期(2017/11/1-2018/10/31)の主な活動

原告団のメンバーが色々な集会などに参加して、ノー・ニュークス権のノボリを立てて、ノー・ニュークス権を広めるチラシを配っています。お見かけになったら、どうぞ声をかけてください。また、チラシ配布のお手伝いをしてください。

- ・世話人会は9月を除き毎月開催
- ・2017.12.8(金) 控訴審判決期日
控訴棄却となった。
- ・2018.2.3(土) 第2回総会

弁護団から2017年12月21日に最高裁に上告した事が報告された。

主要な争点はノー・ニュークス権のほか、憲法29条2項違反および債権者代位権(民法423条)における無資力要件の要否。

ノー・ニュークス権について控訴審判決では「ノー・ニュークス権は・・・社会的にみても権利として確立しているということとはできない」とした。

多くの方が「放射能に対する不安」を覚えているにも拘わらず、それが「人権」の一部であるという認識がない事がその背景にあり、これを社会に広める工夫と行動が大切であるとした。

・2018.3.9(金) 文京区区民センター FoE Japan 主催のシンポジウム「国際シンポジウム：3・11を忘れない～核なき未来へ向けて」へ協賛団体として参加。展示机をいただき幟をたて、グッズ販売、リーフレット配布。

・2018.3.11(日) 3・11原発ゼロへのカウントダウン in 川崎集会(他団体との連携欄参照)

・2018.3.21(水・祝) さようなら原発全国集会@代々木公園参加

今回からブースを確保してアピールすることにしました。当日は雨でお昼過ぎからみぞれに変わり、寒い中、

手がかじかんで、リーフレットを渡すにもモタモタしてしまう状況だったが、参加者は主催者発表 12,000 人とまずまずであり、チラシ配り、グッズ販売、署名活動などを実施。

・2018.4.21 (土) アースデー 2018 (4/21 ~ 22 @代々木公園) でのリーフレット配布

・2018.4.28 (土) トモダチ作戦訴訟の状況把握

米サンディエゴ連邦地裁にトモダチ作戦で被曝した米兵ら 400 名強が東電、エバスコ、GE、東芝、日立を被告として 2014 年に訴状を提出。この訴訟を支援している呉東弁護士・エイミー辻本さんの講演会で現地の状況把握をした。既に 13 名が被曝により死亡、41 名が死に向かっている状況。第 1 回目の期日を 2019 年 5 月ごろに迎えるとのことであった。先方の米国弁護団にこちらで保有している原発メーカーの問題点を示す準備書面 (英文) を送り、感謝された。

・2018.5. 31 (木) 日立本社前、経団連会館前でのアピール: 日立の原発英国輸出反対のアピールを行った。(日立の中西会長の経団連会長就任日に行動)

・2018.6.20 (水) 日立株主総会前アピール (他団体との連携参照): 当日は雨だったが、参加者へのチラシ配りは割合好調。500 枚くらい配布。

・2018.6.25 (月) 最高裁へ第 1 回要望書提出

「原賠法の立法事実と現状の乖離について」のタイトルで原賠法第 1 条 (目的) にある『原子力事業の健全な発達を図る』事は現状と乖離しており存在意義を失っている。また、損害賠償責任集中及び製造物責任法非適用は誤りである事を数点の事実を示して主張した。

・2018.8.18 (土) ノー・ニュークスライブ実施

ノー・ニュークスライブをドリアン助川さんをゲストに渋谷 LOFT 9 で開催した。参加者約 140 名、脱原発運動関係者: 約 3 割。盛会であった。LOFT 9 前で 1 週間、ユーロスペースへ映画を見に来た方にチラシ配布したが 5 割から 9 割の方が受け取ってくれた。チラシ配りでめげた時はここでの配布お勧め。

・2018.8.28 (火) 原賠法改正案へのパブコメ提出

文科省/内閣府・経産省が関わる検討委員会が 5 年を掛けて検討した結果が賠償額を含め殆ど改正されない状況であることが判明し、「原告団」名で「基本的考え方」「原子力事業者への責任集中について」「求償権の制限について」「第 1 条目的について」の 4 点についてコメントを提出した。

・2018.9: 「もっかい事故調」と共同で GE のマーク I 技術者であるブライデンボー氏を日本に招致した講演会を実施する活動を始めた。

・2018.9.17 (月) さようなら原発全国集会@代々木公園参加

ブース確保してグッズ販売、チラシ配布。多くの方々が寄ってくださりアピール効果大。

・2018.10.1 (月) 最高裁へ第 2 回要望書提出: 木村結氏から「日本と原発」「日本と再生」計 4 本のビデオを調査員に提供するよう依頼した。その趣旨は調査

員氏に原発問題の全容を理解していただくため。各参加者から原発メーカーの責任について感じていることを縷々述べていただいた。

・2018.10.26 (金) インド・英国への原発輸出反対院内集会: 外務省、経産省、内閣府、NEXI の担当者を招いて質疑応答を実施した。インドへの原発輸出時に問題となる可能性のあるインド原賠法について日印の作業部会が既に 2 回開催されており、メーカーも参加している。これについて質したが要領を得ず。

9. 3 期目 (2018.11.1~) も活動は継続

・2018.11.19 (月) 最高裁へ第 3 回要望 (弁護団)

弁護団から最高裁に上告した上告理由書に沿った争点について説明し、原告団も加わってアピールした。

・2018.12 LOFT 9 前で 1/5 ノー・ニュークス・ライブのチラシ配り作戦を展開

・2019.1.5 (土) ノー・ニュークスライブ実施

ゲストに佐高信氏・田中秀征氏を招いてトークショーを開催した。ノー・ニュークス権の意味が伝わりやすいこうしたイベントを原告団が後援することには大きな意義がある。



【参加者の感想】

スタート、これは大好き。

「Dance to the 9」、続いて 2 曲。これで「ダンス憲法シリーズ」3 曲 (9 条、13 条、21 条)、ついに全曲聴いた! 若者たちに聴いてほしい。

十分オバさんの私ですら、憲法の授業などなかった。日本国憲法はその内容だけでなく、平和と人権への強い決意に満ちている。文章そのものが美しい。

今日のゲスト、紅子ちゃん、そして、何と! 田中秀征さん、佐高信さん。佐高さんは、怖いものなし、とばかりに自由に語られる。対して田中さんは言葉を選んで語られる。

切羽詰まったときに新しい力が生まれて来る。きっと今年はそういう年になる。未だ見えていないところから生まれて来る。そうやって歴史は続いて来たのだから、と秀征さん。そうか! と手放しでワクワクするには、警戒する要素が多過ぎるのが残念。だけど、そうなる事を期待している。今日はそんな力を貰って来た。

第2期 収支報告書

2017年11月1日～2018年10月31日

(収入)				
科 目	決算	予算	執行率	備 考
繰越現金預金	¥803,002	¥803,002	100.0%	2017/10/31の繰越金
訴訟支援カンパ金(以下内訳)	¥809,783	¥910,000	89.0%	2017/11/1～2018/10/31に頂いたカンパ金 (以下内訳)
(振替口座へのカンパ)	¥656,000	¥700,000	93.7%	159名の方よりカンパ。5名は支援者の方。
(総合口座へのカンパ)	¥59,000	¥10,000	590.0%	9名の方よりカンパ。1名は支援者の方。
(手渡しカンパ)	¥94,783	¥200,000	47.4%	報告集会、上映会等の会場でいただいた。
缶バッジ販売	¥1,900	¥15,000	12.7%	計画 80個販売 結果 バッチ7個 鉢巻 6本
使用先指定カンパ	¥0	¥15,000	0.0%	反原発の意見広告運動、インド原発輸出反対運動、等
受取利息	¥12	¥6	200.0%	総合口座分 4月と10月に各6円
合計	¥1,614,697	¥1,743,008	92.6%	

(支出)				
科 目	決算	予算	執行率	備 考
弁護団・原告団通信費(国内)	¥287,886	¥498,000	57.8%	1300名の国内原告、支援者への通信費(166千円×4回) *2017/11/10通信12号1265通発送、1/17総会案内1200通発送
弁護団・原告団通信費(海外)	¥0	¥112,000	0.0%	メールアドレスなし海外原告1600名への通信費(112千円×1回) エアメールハガキ1回分
総会開催費	¥7,810	¥15,000	52.1%	会場費と交流会での茶菓費用 2/3第2回総会開催
ネット利用管理費	¥25,428	¥25,428	100.0%	HP用¥3,240円 メール配信用¥22,188(内216円は振込料)
訴訟報告会等ビデオアップ費	¥20,000	¥60,000	33.3%	20千円×3回(ユーブラン様へのネットUP謝礼)の計画 12/8控訴審判決を取材いただいた 20千円×1回(ユーブラン様へのネットUP謝礼)
弁護団事務諸経費	¥139,514	¥150,000	93.0%	1万円×12+3万円、法律事務所利用費、上告費用等 最高裁への上告費用19,514円でした。
専門家へのヒアリング費	¥0	¥120,000	0.0%	40千円×3回交通費(開取り者分含む)及び謝礼
専門家への意見書作成依頼費	¥0	¥300,000	0.0%	100千円×3名 謝礼
交通費	¥59,346	¥100,000	59.3%	20千円×5回 *公用での長距離移動の交通費(緊急時のタクシー利用可) 12/8福井⇄東京 3/10金沢⇄東京
書籍費用	¥0	¥50,000	0.0%	訴訟での証拠物件用書籍購入費(10冊×5千円) 結果--使用せず
他団体の活動への参加費	¥0	¥15,000	0.0%	5千円×3回。その都度カンパを集め賄う。
< メーカー訴訟・ノーニュークス権の宣伝活動 > 以下内訳				
リーフレット作成	¥64,616	¥97,870	66.0%	A4 3折り6ページ1.5万部 *プリントバック価格 3/2 1万枚作成 デザイン料32616円
イベント主催費	¥55,500	¥100,000	55.5%	講演会(謝礼50千円以下の講師)を主催。上映会を主催。各1回実施の計画。告知チラシの作成費含む。 8/18LOFT9でイベント ドリアン助川とピクルス田村、島キクジロウ&NO NUKES RIGHTS チラシ3000枚 5500円
イベント参加費	¥26,000	¥15,000	173.3%	各種イベントに団体としてブースを開く。イベントプログラムに団体名を載せてもらう。イベント会場でリーフレット配布。3/11川崎原発ゼロ 3/21と9/17代々木さよなら原発に出店
アメリカでの原発メーカー訴訟2件への協力費	¥0	¥15,000	0.0%	
本訴訟の目的に合致する他団体と連携/協力を図る。	¥3,000	¥15,000	20.0%	他団体主催のイベントへの参加等 3/9FOEジャパン主催の国際シンポジウムに協賛団体として参加。
予備費	¥1,300	¥20,000	6.5%	12/8 判決骨子解説文コピー代
合計	¥690,400	¥1,708,298	40.4%	2018年11月(3期)への繰越残高は ¥924,297

*今期は繰越残高34,710円の予算だったが、予算の40.4%しか使わなかった為、924,297円の繰越になりました。